



法人こおりやま

2021. 11

第521号



題名/集落に夕陽沈む(40号) 提供/大波 天久 JIAS日本国際美術家協会会員

【コピー・転載禁止】

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

パスワード

ログイン

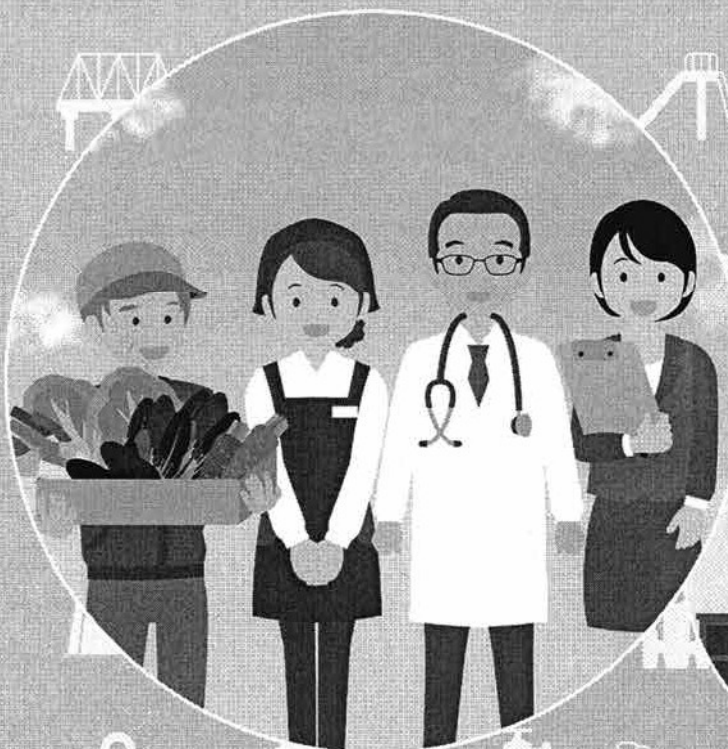
ID・パスワードは 会員ID: **1101** パスワード: **1005**

● 新型コロナウイルスに関するセミナーも視聴できます ●

目次

税を考える週間	2
法人会令和4年度 税制改正へ提言！	3
令和4年度税制改正提言事項	4
税務署ニュース その質問、チャットボットに 相談してみませんか？	8
税のミニ通信 グループ通算制度の見直しについて	10
自分で何とかできないときもある	11
トピックス	12

税を考える週間



くらしを支える税について
一緒に考えてみませんか？

期間 | 11月11日 ▶ 11月17日

..... 国税庁のデジタル化の取組

年末調整
年調ソフト
で
効率化

確定申告
スマホ
で
作成・申告

税を考える週間 検索



税の相談
チャットボット
で
すぐ回答

税の納付
キャッシュレス
で
らくらく決済

国税庁
<https://www.nta.go.jp>

法人番号
7000012050002

リサイクルマーク
この紙製物は、印刷後、資源物として
リサイクルされます。

郡山税務署からのお知らせ

国税庁では、11月11日(木)から17日(水)までを「税を考える週間」として、様々な広報施策を実施します。
国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、税に関する動画を多数配信しておりますので、是非ご覧ください。

法人会 令和4年度税制改正へ提言！

コロナの影響はまだ残る。

深刻な打撃を受ける中小企業に

実効性のある対策を！

このほど私たち法人会は、令和4年度税制改正に望む税制提言をまとめました。

法人会は戦後設立されて以来、毎年欠かさず、私たち中小企業の声を全国から集約し、議論を重ね、税制改正に活かせと提言を続け、これまで提言の多くが毎年、実現をみてきています。

このことは、自主申告納税制度の下での真面目な納税者団体、公益団体としての真摯で建設的な姿勢での

提言であることの証左でもあるといえます。

今次の提言では、コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって、経済社会活動が機能不全に陥るといって、危機的な事態に陥り、我が国も世界各国が対応したように財政出動を余儀なくされました。

そのコロナ対策の財源は、赤字国債の発行によつての対応となり、以前より膨らみ続けている長期債務残高

は国内総生産（GDP）の2倍を超える約1200兆円にも上っています。

法人会は、国家的課題といえる財政健全化への道が遠のき、財政の悪化は急速かつ深刻なものとなつてしまふとの認識から、先進国の多くが債務の返済計画の大枠を示しているように、我が国も早急に具体的方策を策定するとともに、工程表を示すよう求めています。

そして、赤字国債発行で対応したコロナ対策費は、少なくとも将来世代にツケを回さず、現役世代で解決すべきであると主張し、その対応策として、政府保有株式売却や東日本大震災での復興計画に用いられたように税などを財源とした解決策が望ましいと責任ある態度で主張しました。

国民へのワクチン接種が進み、経口薬の開発も進んできている中、感染は収束へ向かうことが見込まれ、ポストコロナを前提にした議論に入るべき段階にあり、

コロナ対策費財源対応と併せ、基礎的財政収支（プライマリーバランス）黒字化の早期実現と財政健全化を図るために、歳出・歳入の一体改革に本気で取り組むよう求めています。

さらに、コロナ禍で経営基盤が脆弱で資金力も弱い中小企業は限界の域にあり、地域経済の支え手であり、雇用確保に大きく寄与している中小企業であることを踏まえた上で、法人会は中小企業が存続を図られるよう、税財政や金融面から実効ある対策が急務であると強く望みました。

一方、我が国は先進国では類例を見ない最速のスピードで少子高齢化、人口減少が進展しているという構造的な問題を抱え、持続可能な社会保障制度も危ぶまれています。

その解決のために、法人会是我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革に速やかに取り組み、持続可能な社会保障制度の

構築と財政健全化の両立を目指すことを求めています。

さらに、財政健全化の上からも徹底した行政改革は不可欠で、国や地方の取り組みは遅々とし、国民の不満と不信感は高まっており、政府と議会は「隗より始めよ」の精神で自ら身を削るなどの徹底した行政改革に取り組みと強く訴えています。

個別の税制提言では、中小企業が地域経済・雇用の担い手であり、我が国経済の礎を支えているとの立場から、法人税をはじめ多岐にわたる税目に対し、改正を求めています。

とりわけ、中小企業が直面し、切実な課題である事業承継税制の拡充を求めるとともに、本格的な事業承継税制の創設を提言しています。

良識ある姿勢で続けてきている法人会の税制提言活動に対し、企業納税者の皆様のご理解ご支援を心からお願い申し上げます。



公益社団法人 郡山法人会



会長 赤塚 英夫

法人会

令和4年度
税制改正提言

ポストコロナの 経済再生と財政健全化を目指し、 税財政改革の実現を！

法人会はこのほど、令和4年度税制改正に実現を求める提言をまとめました。

新型コロナウイルス感染症拡大による我が国経済は危機的事態に陥り、赤字国債発行による財政出動で、一段と財政赤字は膨らんでいます。

法人会は、積み上がる膨大な借金への返済計画を速やかに策定することを強く政府に求めています。

同時に、我が国の地域経済や雇用を支えている中小企業は疲弊の極にあり、税財政や金融面からの実効ある対策を講ずるようにと訴えています。

紙幅の関係上、抜粋掲載いたします

税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革はコロナ禍によって一時棚上げとなっていたが、来年度には感染が収束に向かうと見込まれていることを踏まえれば、ポストコロナを前提とした議論に入る段階にきた。その最重要課題はコロナ対策の財源として発行された膨大な国債をどう扱うかである。

そこは昨年度から積み増したコロナ対策費を賄う国債という名の借金だけで70兆円を大きく上回る額が加わり、国・地方合わせた長期債務残高は国内総生産（GDP）比で2倍以上の約1,200兆円に達したのである。

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

コロナ禍はいわば天災であり、経常的な会計にはなじまないし、その歳出入を明確にして置かねばならないからである。改めて指摘するまでもないが、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

負担の不均衡を主因に先進諸国の中で突出して悪化している。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

その黒字化目標について、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」は、予想を大きく上回った昨年度税収などを受け本年1月の試算より2年前倒しして2027年度とした。

そこは昨年度から積み増したコロナ対策費を賄う国債という名の借金だけで70兆円を大きく上回る額が加わり、国・地方合わせた長期債務残高は国内総生産（GDP）比で2倍以上の約1,200兆円に達したのである。

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

ただ、これは高い成長率を前提としたケースであり、政府目標の2025年度では依然として2.9兆円、GDP比で0.5%の赤字が残るとしている。

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

なる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。内閣府試算は新たな税財

政改革を想定したものでないし、政府が歳入・歳入の一体改革に本気で取り組めば、

2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1) 感染症拡大が収束段階になつた際には、税制だけでなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。

なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与

え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する

基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進展するという深刻な構造問題を抱えている。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が本年度の約130兆円から約190兆円へと大幅に膨張する見込みである。

しかも、目の前の来年度には団塊の世代が後期高齢者に仲間入りし、2025年度にはこの世代すべてが後期高齢者となる。いわゆる医療と介護の給付費の急増が見込まれる「2025年問題」である。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。

つまり、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

社会保障は「自助」「公助」

が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

先般の国会では現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が成立したが、年金、介護も含めたさらなる改革が望まれる。

また、コロナ禍で浮き彫りになった医療体制の矛盾も指摘しておかねばならない。先進国の中でトップクラスの入院ベッド数を誇りながら、なぜ医療逼迫が生じたのかなどの問題である。

その背景には急性期医療体制の脆弱さや診療報酬配分の不公平が指摘されている。来年度は2年に一度の診療報酬(本体)の改定年にあたる。これを機に、次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、既得権益を排した抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長

分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナウイルスの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。このため、的確な対策を取れなかった国や自治体に対する国民の不満と不信感は極度に高まっている。

とりわけ、省庁間など政府内での意思疎通の欠如や地方との情報交換の混乱は顕著だった。

そうした意味でデジタル庁の創設は省庁や自治体ごとに異なる情報システムを連携させるうえで必要だといえよう。

しかし、これまでも地方を含む政府はIT化による行政の効率化を目指してきたが、期待する効果はあがらず掛け声倒れに終わっている。官僚組織は常に肥大化するといわれている。国民はデジタル庁が大きな政府につながるような、常にチェックを欠かしてはならない。

そして、地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(〜次頁)

(前頁へ)

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。

特別定額給付金の支給やワクチン接種などのコロナ対策でみられた混乱は、同制度が活用されなかった証左でもある。

政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

本年5月には官民のデジタル化を推進する関連法が成立した。マイナンバーと銀行口座がヒモ付けられるようになるが、これはあくまでも任意であり前述した特別定額給付金を含め様々な給付金支給業

務の迅速化にどこまで有効かは不透明である

本年3月に予定していたマイナンバーカードの健康保険証としての利用も先送りされるなど、その機能は依然として限定的である。

マイナンバーカード普及促進には、いかに利便性を高め身近な制度にするかが重要である。

各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効であろう。

一方で、制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

同制度はあくまで国民が信用できるかどうか前提であり、これなしには成り立たないからである。

また、社会保障と税、災害対策となつている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要であろう。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な打撃を受けたが、企業収益全体は昨年度を底に回復傾向にある。ただ、それは一部で「K字型回復」とも呼ばれているように、コロナ禍がプラスに作用した業界と壊滅的な打撃を受けた業界に二極化する形となった。

来年度はコロナ禍も収束に向かい、「ポストコロナ経済」へ移行していくとみられている。

政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきだろう。

骨太の方針はまた、経済だけでなく香港などの政治問題を含めて急激にプレザンスを拡大する中国を念頭に置いた「経済安全保障」という概念を打ち出した。

これは米中摩擦が激化する中で、主要先進国が合意した「共通の価値観」に基づいた

もので、先端技術の流出防止策や半導体、レアアースなど戦略物資の供給網強化を目的としている。経済界も単なるビジネスだけを考えていれば良いという時代ではなくなつたとされる。

法人税の国際的な最低税率設定の合意も大きな環境変化である。

想定される税率は「15%以上」と我が国のを大きく下回っていることから直接的な影響はないとみられるが、近年続いてきた法人税率引き下げ競争に歯止めがかかるという意味では極めて重要である。

この議論を主導してきた米国の直接的な動機は、法人税の増税によるコロナ対策財源の確保にあった。ただ、かねてから欧州連合(EU)内では税率引き下げ競争の行き過ぎが指摘されていたし、税率引き下げが投資を促して逆に税収が増えるという「法人税パラドックス(逆説)論」が説得力を失っていることも背景になつたとみられる。

また、地域経済と雇用を担う中小企業がコロナ禍により

深刻な打撃を受けていることを忘れてはならない。

とりわけ給付金や協力金の支給に遅延が生じたことは大問題であり、政府、自治体の責任は極めて重い。改めてこうした業務の迅速化と実効性の確保を求めたい。

これまでの課題である事業承継税制の抜本的な改革や、消費税の「適格請求書等保存方式」導入についても中小企業の事務負担を軽減する弾力的な対応が欠かせない。

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。

その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。

国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえ、その対応は杜撰の誹りを免れまい。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。

いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。

政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組み必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継

税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対して適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、新型コロナウイルスの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月

末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇

地方のあり方

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各

し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。

また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

税務署ニュース

その質問、 チャットボットに 相談してみませんか？



税務職員ふたば

年末調整は

令和 **3** 年 **10** 月 **7** 日から

所得税の確定申告は

令和 **4** 年 **1** 月中旬から

※具体的な日程は、国税庁ホームページでお知らせします。

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。

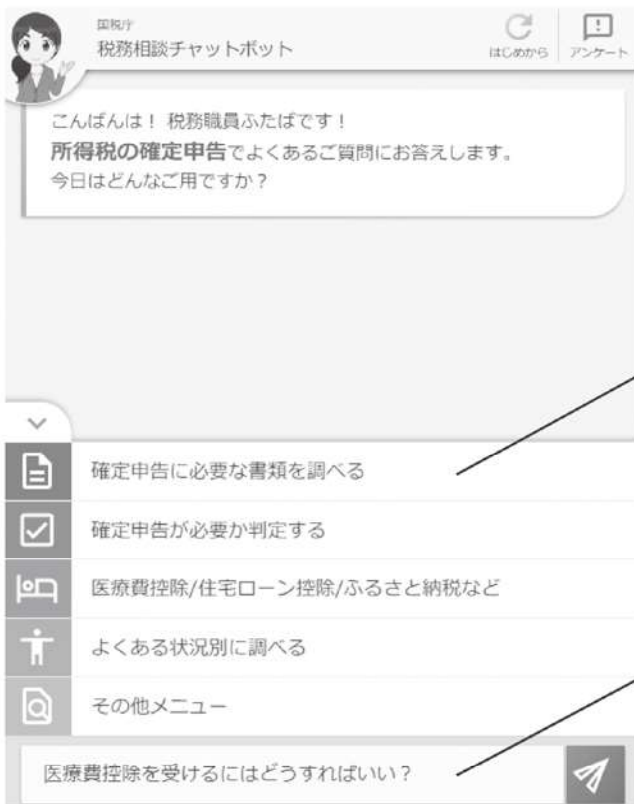
国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002



スマホでのご利用
はこちらから！



質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンク をクリック



- ・チャットボットは、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・令和3年10月から同年12月まで令和3年分の年末調整に関するご相談に対応します。 令和4年1月から令和3年分の所得税の確定申告に関するご相談を開始する予定です。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

税のミニ通信

グループ通算制度の見直しについて



東北税理士会郡山支部
税理士 三部 夕貴

令和2年度税制改正

令和2年度税制改正において、連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされ、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとなった。

グループ通算制度

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算及び欠損金の通算等のグループ調整計算を行う制度である。

本制度が創設された主な理由としては、①事務負担の重さ（税額計算が煩雑であること及び税務調査後の修正・更正等に時間がかかりすぎる）②開始・加入時の不利な取扱い（開始・加入時に時価評価が必要となり、繰越欠損金が切り捨てられること）の2点を軽減することにある。

①事務負担の重さの軽減

連結納税制度では、所得合算方式によりすべての連結法人の共同作業で税額計算及び申告（一体申告方式）を行っており、完全支配関係にある企業グループ内の法人につき1社でも修正が発生した場合、連結確定申告書及び連結法人税の個別帰属額等の届出書を修正する必要があり、実務担当者の負担が増加する仕組みとなっていた。

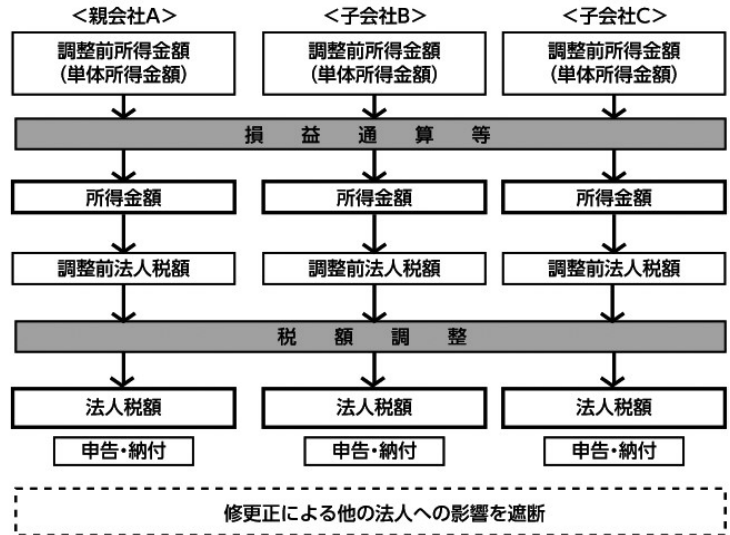
グループ通算制度では、その企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が法人税額の計算及び申告（個別申告方式）を行い、完全支配関係にある企業グループ内の法人につき1社の修正が発生した場合、原則として、グループ調整計算を当初申告額に固定することで、グループ内の他の法人の所得金額及び法人税額の計算に反映させていない仕組みになっている（但し、すべての通算法人について、期限内申告書にその通算事業年度の所得の金額として、記載された金額が0又は欠損金額であること等の要件に該当するときは、全体計算をやり直す必要がある。）。

②開始・加入時の不利な取扱い

連結納税制度では、完全支配関係が5年超である完全子法人と連結納税を開始する場合等でしか、時価評価は行われず、繰越欠損金は切り捨てられないことになっているが、グループ通算制度では、通算制度の開始・加入は、課税上実態的には合併と同様の行為であると考えられるため、親法人又は子法人については、開始・加入に伴い、組織再編税制と同様の要件と利用制限を課す取扱いになっており、時価評価及び繰越欠損金の切り捨ての対象は縮小されることとなった。

今回の改正により、既に連結納税制度を採用している企業、これから連結納税制度を採用する企業のみならず、現在は連結納税制度に興味がない企業もこれから検討すべき論点が生じることになるのではないだろうか。

【見直し後の計算イメージ】



出典：パンフレット「令和2年度税制改正」（令和2年3月発行）（財務省）

自分で何とかできないときもある

フリーランスライター 藤木 順平

受験シーズン。自分の学力では志望校に入れそうもない。ここは神仏にすがって「何とかお願いします」とくる。困った時の神頼みだ。普段はさほど気にも留めない神さま仏さまに「そこんどこ、よろしく。」と手を合わせる。

同様に「ムシのいい話」を表す言葉に「他力本願」がある。自分は努力しないで他人の力でうまく事を運んでほしいと思う気持ちをいう。と、巷間、使われているが、本来は「仏の力によって救われようとする教え」という仏教用語である。

ここまではご存じの方もいらっしゃる。話をもう少し進めよう。以下、『仏教とっておきの話366 春の巻』（ひろさちや著）から…。

阿弥陀さんは修行中に四十八の誓い(本願)を立てた。その十八番目は「南無阿弥陀仏と念仏を唱えた人はすべて極楽浄土に救いとってやろう」というもの。もし、この願いが果たされないとき「自分は絶対仏にはならない」という誓約をした。

で、どうなった?阿弥陀さんは立派に「阿弥陀仏」になられた。ということは念仏を唱えるだけで私たちは救われるわけだ。

念仏で「救われる」のもいいけど、どちらかといえば、「金持ちになりたい」とか「長生きしたい」のおまじない、ないだろうか?

— オンラインセミナーのお知らせ —

ZOOM使用

- | | | |
|-------------------|-----------|-------------|
| ①2021年版年末調整実施セミナー | 11月18日(木) | 14:00~16:00 |
| ②インボイス制度3つの対応ポイント | 12月7日(火) | 14:00~16:00 |

申込方法 郡山法人会ホームページよりお申込みください <http://www.koriyama-hojinkai.or.jp/>
お問合せ 公益社団法人郡山法人会事務局 TEL:024-933-7777

新型コロナウイルス中小企業に関連する施策等リンク集 >>>

【リンク先URL】<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html>



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/
福島県郡山市中町1-22(郡山大同生命ビル4F)
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社

郡山支店/
福島県郡山市虎丸町24-8(富士火災郡山ビル3F)
TEL 024-933-6211

令和3年度 小学生の税に関する標語／小学生の税に関する絵はがきコンクール

税についての広報及び、国の基本となる税に対する理解と関心を深めていただくため、小学生の税に関する標語及び絵はがきを募集した。

10月14日に標語の審査会(応募総数573点)、10月12日に絵はがき審査会(応募総数701点)を開催し、入賞作品各10点が決定しました。

標語の最優秀賞に小室晶太郎さん、絵はがきの最優秀賞に斎藤萌樺さんの作品が輝いた。

受賞者は次のとおりです。(敬称略)

たくさんのご応募
ありがとうございます!



小学生の税に関する標語 入賞作品

◆ 最優秀賞(1名)

小原田小学校 5年 …小室 晶太郎
「たかめよう税への関心未来のために」

◆ 優秀賞(3名)

小野小学校 6年 ……間野 光亮
「あなたの税みんなの笑顔を咲かせるよ」

小原田小学校5年 ……池上 陽奈子
「支え合い次の時代をつくる税」

開成小学校 6年 ……佐々間 みなみ
「税金はゆたかなくらしのかぎになる」

◆ 金 賞(3名)

開成小学校 6年 ……白石 彩凜 「税金の一つ一つが思いやり」

小原田小学校 6年 ……大和田 悠希 「税金はみんなで回す大きな輪」

柴宮小学校 6年 ……木村 杏 「ムダにしない知れば役立つ使い道」

◆ 郡山税務署長賞(1名)

永盛小学校 6年 ……小池 乃愛 「考えよう未来のためにも納税を」

◆ 郡山法人会長賞(1名)

開成小学校 6年 ……加藤 翔雅 「税金はぼくらを支える柱です」

◆ 郡山法人会青年部会長賞(1名)

小野小学校 6年 ……橋本 夢空 「税金で虹をかけよう希望の橋」

小学生の税に関する絵はがきコンクール 入賞作品

◆ 最優秀賞 行健第二小学校 6年 斎藤 萌樺



◆ 優秀賞



行健第二小学校 6年 紺野 菜々美

◆ 優秀賞



常葉小学校 6年 佐久間 美加

◆ 金賞



小原田小学校 6年 磯海 凜人

◆ 金賞



大槻小学校 6年 橋本 快莉

◆ 郡山税務署長賞



大槻小学校 6年 伊東 葉菜

◆ 郡山法人会長賞



行健小学校 6年 木村 心美

◆ 郡山法人会 女性部会長賞



永盛小学校 6年 磯野 有里那

◆ 金賞



開成小学校 6年 小黑 咲良

◆ 金賞



大槻小学校 6年 円谷 杏